平成２３年（フ）第１１９号
神奈川県厚木市三田730番地10
債務者　村﨑　　元
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２０号
神奈川県厚木市三田730番地10
債務者　村﨑　好美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４０号
神奈川県秦野市曽屋5910番地の３　前田道路株式会社内有限会社福谷舗道
債務者　宇佐美慶太
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４４号
神奈川県平塚市纏107番地の14　熊沢アパート103号
債務者　中川　朋也
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７号
新潟県新発田市東新町３丁目11番６号
債務者　長谷川恵子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３３号
新潟県新発田市城北町３丁目１番21号
債務者　板垣　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３４号
新潟県新発田市西園町２丁目３番21号
債務者　保坂　美智
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７２号
香川県高松市香川町浅野3061番地３
債務者　武田　光一（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９号
愛媛県松山市中村３丁目１番６号　コートノブール401号
債務者　菅　　涼子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
愛媛県東温市河之内甲1704番地
債務者　松浦　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
名古屋市緑区桃山３丁目507番地　オーラム桃山台404号
債務者　佐幸　晴康
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９９号
愛知県半田市花園町３丁目７番地の17　コーポまゆな103号
債務者　畠山　政光
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１１号
名古屋市守山区緑ヶ丘1001番地　小幡北山宿舎11号棟104号
債務者　宇佐美紫津子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５３号
名古屋市西区比良１丁目304番地　アムール小川202号
債務者　山崎ゆり子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９７号
名古屋市西区上名古屋４丁目16番11号　スカイハイツ城見201号
債務者　荒川美和子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　26号棟303号室
債務者　後藤いづみ（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７７号
名古屋市南区元桜田町27番地　コーポ桜101号、住民票上の住所奈良県大和郡山市下三橋町520番地14
債務者　浅井　久史
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部